

25 練企企第 10014 号

練馬区行政評価委員会

練馬区行政評価に関する規則(平成 23 年 3 月練馬区規則第 23 号)第 9 条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成 25 年 5 月 30 日

練馬区長 志村 豊志郎

記

- 1 区が行った事務事業評価の結果の妥当性について
 - 2 区が行った施策評価の結果の妥当性について
 - 3 区の行政評価制度のあり方について
- それぞれ意見を求めます。